

暮らしに役立つ
行政情報
のご案内です！



行政ガイド INDEX

届出・証明 34

- ▶ 戸籍の届出 34
- ▶ 住民登録 35
- ▶ 住民票・戸籍謄本などの交付 35
- ▶ 印鑑登録、印鑑証明書 36
- ▶ マイナンバーカード
（個人番号カード） 36
- ▶ コンビニ交付 37
- ▶ 町税などに関する証明 37

税金 38

- ▶ 町税 38
- ▶ 町税の納期と納付方法 39
- ▶ 相談窓口 40

保険・年金 41

- ▶ 国民健康保険制度 41
- ▶ 後期高齢者医療制度 43
- ▶ 国民年金 44
- ▶ 医療費助成制度 46

子育て・保育・教育 47

- ▶ しんぐう子育てサポートセンター
（子育て世代包括支援センター） 47
- ▶ 子どもの定期予防接種
（全額公費負担） 49
- ▶ 保育施設など 50
- ▶ 子育て支援 53
- ▶ ひとり親家庭 54
- ▶ 学校 55
- ▶ 学童保育所 55

（以下は広告スペースです）



あなたの街の不動産パートナー

営業時間 平日 10:00~18:00
土曜・日曜・祝日 10:00~17:00

TEL 092-962-0400
FAX 092-962-0412
HP <http://www.n-singu.com/>

- 不動産売買・賃貸仲介・管理
- 相続・相談・プランニング
- アパート・マンション建築・企画等

〒811-0112
(有) ニュー新宮企画
新宮町下府2-6-48



 福祉・高齢者 56

- ▶介護保険・高齢者福祉…………… 56
- ▶障がい者福祉…………… 58
- ▶新宮町地域包括支援センター…………… 60
- ▶新宮町社会福祉協議会…………… 62

 健康 63

- ▶成人の健康…………… 63

 暮らし・環境 64

- ▶ごみ…………… 64
- ▶犬・猫の飼い方…………… 71
- ▶上水道…………… 72
- ▶下水道…………… 73

 文化・スポーツ 74

- ▶文化施設…………… 74
- ▶体育施設…………… 75

 相談 76

- ▶各種相談…………… 76

 その他・情報 78

- ▶情報公開…………… 78
- ▶広報・広聴…………… 78
- ▶消防団員募集…………… 78
- ▶統計調査員募集(随時)…………… 78
- ▶新宮町まちづくり活動支援制度…………… 79

 選挙・議会 80

- ▶選挙…………… 80
- ▶議会…………… 80





届出・証明

戸籍の届出



住民課

☎963-1733

▶ 戸籍に関する届出一覧

戸籍の届出(出生届、死亡届を除く)を本籍地以外の市町村に出す場合は、戸籍謄本(全部事項証明)が必要です。
なお、戸籍届出の際マイナンバーカード、運転免許証などで本人確認を行います。

届出の種類	届出期間	届出地	届出に必要なもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内 (生まれた日を含む)	・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳	父母、同居者、出産に 立ち会った医師、助 産師の順
死亡届	死亡の事実を知った日か ら7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の住所地 ・死亡地	・死亡診断書	親族、その他の同居 者、家主、地主など
婚姻届	届出した日から法律上の 効力が発生する	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・夫妻双方の印鑑 ・夫妻双方の戸籍謄本各1通 ※未成年者は父母の同意が必要 ※成人2人の証人が必要	夫・妻
離婚届	同上 ※裁判離婚の場合は調停 成立・審判確定・判決確 定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・夫妻双方の印鑑 ・裁判離婚の場合は審判書または判 決の謄本および確定証明書 ・戸籍謄本 ※協議離婚の場合、成人2人の証人 が必要	夫・妻 ※裁判離婚の場合は 申立人
転籍届	届出した日から法律上の 効力が発生する	・転籍者の本籍地 ・住所地 ・転籍地	・戸籍謄本1通	戸籍筆頭者およびそ の配偶者

▶ その他届出

この他にも養子縁組届、養子離縁届、入籍届など戸籍届出については、いろいろなケースがありますので、詳しくは
問い合わせください。

※戸籍届出は年末・年始、土日・祝日でも受付(預かり)できます。詳しくは問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

不動産ご売却の相談室
安心で安全なお取引をお手伝いします

お気軽に
ご相談下さい

地域密着で40年以上の実績

みのり不動産

☎(092)607-7654

福岡市東区美和台4丁目7-3
シャトーさかい1F
(西鉄三苦駅前・M'sさん横)

司法書士・行政書士
めんたいこ法務事務所
福岡県司法書士会
司法書士・行政書士 山本 史樹

終活 相続 遺言 信託

無料相談 おひとり様も
お気軽にご連絡下さい

受付対応時間 10:00~19:00
古賀市天神1丁目8-32
☎070-8572-5332

公式LINE 公式サイト

▶ 住民登録に関する届出一覧

届出人は、本人および世帯主です。代理人の場合は、本人と同一世帯に属する者などが届け出ることができます。同一世帯でない場合は委任状が必要です。
なお、届出時にマイナンバーカード、運転免許証などで本人確認を行います。

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (新宮町内に引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書(前住所地からもらってください) ※前住所地でマイナンバーカード(または住基カード)を利用した転出届を出した場合は不要です ・マイナンバーカード(保持者のみ) ・健康保険証(各種医療該当者) ・住民基本台帳カード(保持者のみ) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) ・各種障害者手帳
転出届 (他の市町村や海外に引っ越しするとき)	転出する前(転出後は14日以内)	・国民健康保険証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ・各種医療証
転居届 (新宮町内で引っ越したとき)	転居日から14日以内	・マイナンバーカード(保持者のみ) ・国民健康保険証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ・各種医療証 ・住民基本台帳カード(保持者のみ) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ)



届出・証明

住民票・戸籍謄本などの交付

各種証明書交付における本人確認を実施しています

なりすましや虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認を行っています。官公署などが発行する顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示をお願いします。

※上記の本人確認書類を持っていない人は、健康保険証、通帳、年金手帳などの複数提示でも構いません。

▶ 住民票など

必要なもの

- 本人または同じ世帯の人が申請する場合
- ・ 本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)
- 上記以外の人が申請する場合
- ・ 代理人の本人確認書類
- ・ 委任状(委任者である本人が署名、または記名押印したもの)

手数料(1通当たり)

住民票の写し	300円
住民票の記載事項証明書	300円

※手数料は、令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

▶ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)など

戸籍謄本などは、本籍地のある市町村役場のみで交付できます。新宮町以外に本籍がある場合は、本籍地へ請求してください。

必要なもの

- 本人または同じ戸籍内および直系の親族の人が申請する場合
 - ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - 上記以外の人が申請する場合
 - ・ 代理人の本人確認書類
 - ・ 委任状(委任者である本人が署名、または記名押印したもの)
- ※第三者が戸籍の請求をする場合は、正当な理由があることを請求書に詳しく記載する必要があるほか、追加の資料を求めることがあります。

手数料(1通当たり)

全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)	450円
除籍謄(抄)本	750円
改製原戸籍謄(抄)本	750円
戸籍の附票	300円
身分証明書 (本人以外の請求の場合、委任状が必要)	300円

※手数料は、令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

印鑑登録

手続きできる人

新宮町に住民登録をしている15歳以上の人

※成年被後見人は法定代理人が同行し、本人の意思確認ができた場合のみ登録できます。

来る窓口に 本人① (官公署などが発行した顔写真付きの本人確認書類がある人)	本人② (保証人がいる人)	本人③ (官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がない人)	代理人 (本人が窓口に来ることができない場合)
必要なもの ・登録する印鑑 ・官公署などが発行した顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)	・登録する印鑑 ・保証人欄(申請書裏面)に署名および登録印押印済みの印鑑登録申請書	(登録時) ・登録する印鑑 ・本人確認書類(健康保険証、年金手帳など) (登録証交付時) ・回答書 ・本人確認書類	(登録時) ・代理人選任届または委任状 ・登録する印鑑 ・代理人の本人確認書類 (登録証交付時) ☆本人が来庁する場合 ・回答書 ・本人の本人確認書類 ☆代理人が来庁する場合 ・回答書 ・登録する人の本人確認書類 ・代理人の本人確認書類
本人確認 上記の本人確認書類で確認します。	保証人欄により確認します。 (保証人の署名押印があれば保証人の来庁の必要はありません。)	1、照会書兼回答書を本人宛に郵送。 2、照会書兼回答書が届いたら本人が署名、押印。 3、記入した回答書と上記交付時に必要なものを持参して窓口へ来庁。	
の証明書の交付	登録申請時に交付することができます。	登録申請時に交付することができます。	登録申請時に交付することができません。 回答書持参後に交付を行います。
備考	※保証人は、新宮町で印鑑登録をしている人に限ります。	※照会書兼回答書は、本人の住所地のみに郵送します。	

手数料

印鑑登録(新規)	300円
印鑑登録(再登録)	500円

※手数料は、令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

印鑑証明書の交付

必要なもの

- 本人が申請する場合
 - ・印鑑登録証(登録印は不要です。)
 - ※印鑑登録証がない場合には、いかなる場合でも印鑑証明書の発行はできません。
- 本人以外の方が申請する場合
 - ・本人の印鑑登録証
 - ・代理人の本人確認書類

手数料

印鑑証明書	300円
-------	------

※手数料は、令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードは、マイナンバーを提示する必要があるとき、1枚でマイナンバーと本人確認ができる便利なカードです。また、写真付きの本人確認書類として広く活用できます。

マイナンバーカードの活用方法

- ・コンビニ交付(コンビニエンスストアで住民票の写しなどが取得できるサービス)
 - ・マイナポータル(マイナンバーに関する国の個人専用サイト)の利用
 - ・e-Taxでの利用(マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して、自宅のパソコンなどから確定申告ができます)
- ※マイナンバーカードの作成を希望する場合は申請が必要です。

マイナンバーカード作成の流れ

- ①申請
 - ・インターネット(スマートフォンなど)を利用しての申請
 - ・マイナンバーカード交付申請書を申請書受付センターに郵送

※交付申請書をお持ちでない場合、または交付申請書に記入されている住所・氏名などに変更がある場合は、新しい交付申請書を作成しますので、住民課まで問い合わせください。
- ②受け取り

役場から「交付通知書」が届いたら、交付通知書、通知カード、本人確認書類などを持って住民課窓口までお越しください。

手数料

マイナンバーカード	初回無料
マイナンバーカード再発行※	800円

※再発行時に電子証明書を希望する人は手数料(200円)が別途必要になります。

有効期間

カード発行から10回目の誕生日まで(18歳未満の人は5回目の誕生日まで)

(表)



(裏)



コンビニ交付

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

利用できるコンビニエンスストア等※令和5年4月時点

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン九州 他

取扱時間

6時30分～23時(12月29日～1月3日やメンテナンス日を除く)

コンビニ交付で取得できるもの

住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録している人のみ)

※新宮町に本籍がある人は次の証明書も取得できます。(本籍が新宮町でない場合は、本籍地の市区町村により異なります。)
戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)、戸籍の附票の写し

手数料

住民票の写し	250円
印鑑証明書	250円
全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)	400円
戸籍の附票の写し	250円

※コンビニ交付を利用する人は、利用者証明用電子証明書が搭載された「マイナンバーカード」が必要となります。

町税などに関する証明

問 税務課 ☎963-1731

証明書	内容	手数料
所得(課税・非課税)証明書	収入、所得、控除および課税状況について証明するもの。(交付できるのは、証明が必要な年度の1月1日に新宮町に居住していた人です(例:令和5年度の証明は令和5年1月1日)。なお、表示される所得内容は、前年中のものです。)	300円

証明書	内容	手数料
納税証明書(町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、法人町民税)	各税目の年度ごとの納税額を証明するもの。 ※国民健康保険税で、年末調整や確定申告に使用するための納税証明書は住民課に問い合わせください。	300円
軽自動車の車検(継続検査)用納税証明書	軽自動車税(種別割)を納税したことを証明するもの。	無料
完納証明書	町税の滞納がないことを証明するもの。	300円
固定資産評価証明書	所有者氏名、所在地、地目・種類、面積、評価額を証明するもの。	300円
固定資産公課証明書	所有者氏名、所在地、地目・種類、面積、評価額課税標準額、概算税額を証明するもの。	300円
固定資産課税台帳兼名寄帳	固定資産課税台帳の情報を掲載したもの。	10円
無資産証明書	固定資産課税台帳に記載されていないことを証明するもの。	300円
住宅用家屋証明書	個人が取得した住宅用家屋について、登記する際の登録免許税を軽減するために証明するもの。	1,300円

※手数料は、令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

※税務証明を請求する場合は、本人の意志による請求であることを確認するために、本人確認用書類(運転免許証、マイナンバーカードなど、写真が付いているもの)の提示が必要です。

※本人以外の人(代理人)が請求する場合は、委任状と代理人の本人確認用書類などが必要です。委任状には、必ず本人が署名してください。(代理人が親族であっても委任状が必要です。)法人の証明を申請するときは、法人の印も必要です。

ただし、軽自動車の車検(継続検査)用納税証明書や住宅用家屋証明書を請求する場合は、委任状や本人確認用書類を提示する必要はありません。

(記載例)

令和 年 月 日
委任状
(あて先)新宮町長
(委任者) 住所
氏名
生年月日
私は下記の者を代理人と定め、 次の権限を委任します。
令和〇〇年度〇〇証明書〇通 の交付申請および受領に関すること。
(代理人) 住所
氏名
生年月日
電話番号



税金

町税

問 税務課 ☎963-1731

▶ 町県民税(住民税)

福岡県に納める県民税と、新宮町に納める町民税を含む名称で、「住民税」ともいいます。

町県民税(住民税)は、前年に一定以上の所得があった人が負担する「均等割」と、前年の所得金額と控除額で税額が計算される「所得割」があります。(所得割の税率は全国一律です。)

町県民税を納める人

その年の1月1日現在、新宮町に住所を有する個人です(住所の認定については住民基本台帳に記載されている人はそれにより、それ以外の場合には、実際に住んでいる市町村で課税されます)。

年の途中で町外に転出した場合でも、その年一年間は新宮町に町県民税を納めます。また、年の途中で亡くなった場合、残りの町県民税は相続人が本人に代わって納めることになります。

新宮町に居住していない場合でも、町内に家や事業所、事務所がある場合は「均等割」が課税されます。

町県民税の申告

1月1日現在で新宮町に住んでいる人は、原則として3月15日までに新宮町役場にて「町県民税の申告」をしなければなりません。前年に収入が無かった場合でもその旨の申告が必要です。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ・「所得税の確定申告」を行った人
- ・前年中の所得が1事業所からの給与のみで、勤務先で年末調整済みの「給与支払報告書」が新宮町に提出されている人
- ・前年中の所得が公的年金のみで、扶養控除や社会保険料、その他の控除を追加する必要がない人

▶ 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産(これらを固定資産といいます。)の所有者に対して、その価格(評価額)に応じて課税される税金です。

固定資産税を納める人

毎年1月1日現在で、新宮町内に固定資産を所有している人です。

- 土地…土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- 家屋…建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- 償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
※償却資産とは会社や個人が、事業を営むために所有している機械、器具、備品などのことです。

したがって、売買などにより所有者が変わっても、登記簿などの名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、そのまま前所有者が固定資産税を納めることになります。

また、1月1日以降に取り壊した家屋についても、その1年間は課税されることになります。

※次に該当する場合は、税務課へ連絡してください。

- ・住所が変わった
- ・建物を新築・増築・取り壊した
- ・土地の利用状況を変更した



▶ 法人町民税

法人町民税とは、新宮町内に事務所や事業所などがある法人や人格のない社団などに課税される税です。

資本などの金額と従業員数を基準として課税される均等割と、国税である法人税の額に応じて負担してもらう法人税割があります。この2つをあわせたものが法人町民税です。

納税義務者

納税義務者	納める税
新宮町内に事務所や事業所がある法人	均等割と法人税割
新宮町内に寮、保養所などのみがある法人	均等割

納税の方法

事業年度終了後2か月以内に、法人が納付すべき税額を計算して申告書を提出し、その税額を納付書にて納めてもらいます。

必要書類の届出

- 法人設立届 新しく会社や事務所などを設立・開設したときに届出が必要です。
- 法人異動届 住所・代表者・社名・資本金・事業年度などに変更がある場合は届出が必要です。

▶ 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます。)の所有者に、市町村から課税される税です。

軽自動車税(種別割)を納める人

毎年4月1日現在、新宮町内で軽自動車などを持っている個人、法人などに課税されます。

※4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度までは課税され月割の減額はありませぬ。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は課税されませぬ。

軽自動車の税率(年額)

種別	税率(年額)
原付一種(50cc以下)	2,000円
ミニカー(50cc以下)	3,700円
原付二種乙(50cc超～90cc)	2,000円
原付二種甲(90cc超～125cc)	2,400円
農耕作業用	2,400円
その他の特殊車	5,900円
軽二輪(125cc超～250cc)	3,600円
二輪小型自動車(250cc超～)	6,000円

種別	①平成27年 3月31日 以前登録 分年税額	②平成27年 4月1日以 後登録分 年税額	③新規登録 から13 年超分年 税額
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	3,000円	3,800円	4,500円
貨物	4,000円	5,000円	6,000円
乗用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪 乗用	7,200円	10,800円	12,900円

平成27年4月1日以後に新規登録した車両は「②平成27年4月1日以後」の年税額に、平成28年4月1日以後の賦課期日(毎年4月1日)現在で、新規登録から13年を超える車両は「③13年超」の年税額になります。

※平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年まで、「①平成27年3月31日以前」の年税額です。

種別	軽課税率(グリーン化特例)適用 (新車登録した日の属する年度の翌年度のみ)		
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ ハイブリッド車	
	(概ね75%軽減)	(概ね50%軽減)	(概ね25%軽減)
	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで に新車登録した車両	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで に新車登録した車両	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで に新車登録した車両
軽三輪	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
軽四輪	乗用 自家用	2,700円	-
	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	貨物用 自家用	1,300円	-
	貨物用 営業用	1,000円	-

原付などの取得・廃車

原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を取得、廃車、名義変更、住所変更する場合は税務課に申請してください。

必要なもの

1. メーカー、車体番号、排気量などがわかるもの
 2. ナンバープレート(廃車・名義変更のとき)
- ※原付・小型特殊自動車以外の軽自動車などは次の手続き先に申請してください。

車種	手続き先
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750
125ccを超え 250cc以下のバイク	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078
250ccを超えるバイク	

町税の納期と納付方法

問 税務課 ☎963-1731

町税などの納税相談は税務課へ問い合わせください。
各税の納付期限は次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康 保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

次のいずれかの方法で納付してください。

納付書による納付

新宮町役場または次の金融機関(本店および支店など)で納付できます。

西日本シティ銀行／粕屋農業協同組合／福岡銀行／北九州銀行／遠賀信用金庫／福岡県信用組合／九州信用漁業協同組合連合会／みずほ銀行／佐賀銀行／九州内のゆうちょ銀行または郵便局(沖縄県を除く)／九州労働金庫

口座振替

町税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
(みずほ銀行を除く上記金融機関に限る)

口座振替ができる町税は、町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税です。

口座振替にするには、金融機関または税務課窓口での申込手続きが必要です。

※申込手続きに必要なもの…納税通知書、預貯金通帳、通帳口座の届出印

なお、口座振替依頼書はみずほ銀行を除く上記金融機関の町内支店などおよび役場に備え付けています。

また、ゆうちょ銀行の口座からの振替申請は、ゆうちょ銀行へ直接お申し込みください。

コンビニエンスストア収納サービス

「忙しくて平日の昼間は時間が取れない」という人は、休日や夜間でも町税を納めることができます。

納付期限内であれば、納付書の裏面に記載されているコンビニエンスストアで納めることができます。

※ご利用可能な納付書は、バーコードが印刷されている納付書に限ります。

【注意】納付書1枚につき30万円以下のものに限りです。

納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、破損、汚れなどがあるものは納付できません。

モバイルレジ収納サービス

モバイルレジとは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、インターネットバンキングに接続して納付できるサービスです。

【注意】

- ・金額が30万円を超える場合や、バーコードがない納付書、納付期限が過ぎた納付書、金額を訂正した納付書、破損や汚れがある納付書は使用できません。
- ・事前に金融機関とインターネットバンキングの契約が必要です。
- ・モバイルレジで納付した場合は領収書が発行されません。通帳記入や取引明細で確認してください。
- ・納付に係る手数料は無料です。ただし、通信に必要な通信料がかかります。

LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払いによる収納サービス

スマートフォンアプリ「LINE」や「PayPay」を利用して、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、納付できるサービスです。

【注意】

- ・金額が30万円を超える場合やバーコードがない納付書、納付期限が過ぎた納付書、金額を訂正した納付書、破損や汚れがある納付書は使用できません。
- ・事前に「LINE Pay請求書支払い」、「PayPay請求書払い」への登録とチャージが必要です。
- ・LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払いで納付した場合は領収書が発行されません。取引明細で確認してください。
- ・納付に係る手数料は無料です。ただし、通信に必要な通信料がかかります。

地方税共通納税システムによる収納サービス

eLマークが表示されている納付書は、地方税お支払サイトからクレジットカード払いやインターネットバンキングなどが利用できるほか、スマホ決済アプリを利用して納付ができます。

対象税目

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

地方税お支払サイトでの納付方法

- (1)「地方税お支払サイト」にアクセス。
- (2)次のいずれかの支払方法を選択。
 - ・インターネットバンキング
 - ・口座振替（事前にeLTAXの利用者登録・口座情報の登録が必要）
 - ・クレジットカード決済
- (3)選択した支払方法の案内にしたがって納付。

スマホ決済アプリでの支払方法

- (1)スマホ決済アプリを起動。
 - (2)納付書に印字されているQRコードを読み取る。
 - (3)内容を確認し納付。
- (注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【注意】

- ・利用できるクレジットカードのブランドやスマホ決済アプリなどは、地方税お支払サイトにて確認してください。

- ・決済手数料が別途かかる場合があります。
- ・通信に必要な通信料がかかります。
- ・領収書は発行されません。取引明細で確認してください。
- ・納付手続き後の取り消しはできません。

新宮町役場会計課窓口での納付

受付時間 8時30分～17時

納付できるもの

- ・新宮町の税金（町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、法人町民税）
- ・下水道事業受益者負担金
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・上下水道料金
- ・その他新宮町役場が発行した納付書

※振込、両替、記帳など銀行業務はできません。

相談窓口

問 税務課 ☎963-1731

課税に関する相談

町県民税・固定資産税・軽自動車税（種別割）・法人町民税の課税内容に関するご相談は税務課で受け付けています。国民健康保険税の課税内容に関しては、住民課にてご相談に応じます。

また、所得税・相続税・贈与税など（国税）に関することは「香椎税務署 ☎661-1031」まで、法人県民税、不動産取得税、普通自動車税に関することは「東福岡県税事務所 ☎641-0201」までお願いします。

納税に関する相談

納期内の納税が困難な場合は、事前に納税相談にお越しください。随時ご相談をお受けします。仕事などで来庁できない人は、電話でのご相談をお受けします。税務課収納担当までお願いします。

注意！連絡やご相談がないまま町税を滞納すると滞納処分へ移行することとなります。

納税の猶予

次の一定要件に該当し、町税を納付期限までに全額納めることが困難な場合は、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予などの徴収緩和措置を受けることができます。

- ・災害や盗難にあったとき
- ・本人または家族が病気や負傷をしたとき
- ・廃業や休業をしたとき
- ・その事業につき著しい損失を受けたとき
- ・上記に類するような事実があるとき

詳しくは、税務課収納担当に問い合わせください。

延滞金

納付期限内に納付した人との公平を保つため、納付期限を過ぎた納付には納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。

納付期限の翌日から1か月を経過するまでの期間…最大年7.3%
納付期限の翌日から1か月を経過した日以後…最大年14.6%
※率に関しては地方税法の規定により、上記の率を上限に毎年変動します。



保険・年金

国民健康保険制度

問 住民課 ☎963-1733

国民健康保険

国民健康保険とは、病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるよう加入者が納めた保険税を基に、医療費を補助する制度です。

日本は、国民皆(カイ)保険制度で、全ての人が常にいずれかの健康保険に加入することになっています。そのため、職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療制度の該当者、生活保護受給者を除く全ての人が、住民票を置く市町村に届け出て国民健康保険に加入します。

※職場の健康保険などの資格が無くなった後に国民健康保険加入の手続きが遅れた場合、以前の健康保険を喪失した日まで遡って加入します。併せて、国民健康保険税も遡って課税され、支払うことになります。

国民健康保険の届出は14日以内に

	資格取得・喪失の理由	必要なもの
資格を取得する場合	転入したとき	マイナンバーがわかるもの
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先の健康保険の資格喪失証明書、マイナンバーがわかるもの
	健康保険の任意継続の期間が終了したとき	任意継続保険資格喪失証明書、マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき	マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、マイナンバーがわかるもの
資格を喪失する場合	転出するとき	国民健康保険証、マイナンバーがわかるもの
	勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国民健康保険証、勤務先の保険証、マイナンバーがわかるもの
	死亡したとき	国民健康保険証、マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、生活保護開始決定通知書、マイナンバーがわかるもの

※届出の際、運転免許証などで本人確認を行います。

その他

こんなとき	必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証、マイナンバーがわかるもの
保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(運転免許証など)、マイナンバーがわかるもの
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、国民健康保険証、子どもの住民票、マイナンバーがわかるもの

※上記以外のものが必要になる場合があります。

※交通事故にあった場合は届け出を！

交通事故や傷害事件などのように、第三者(加害者)から受けた傷病は加害者が被害者の治療費を負担することが原則です。ただし、「第三者行為による傷病届」を提出することで、一旦、国保を使用して治療を受けることができます。

その場合、後日、国保から加害者に加害者の負担すべき治療費(一部負担金を除いた額)を請求します。示談の前に連絡してください。

※非自発的失業者の税の軽減制度

解雇、倒産などの非自発的な理由で離職せざるを得ず国民健康保険に加入することになった人には国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるにはハローワークで交付される雇用保険受給資格者証で認定される必要があります。

○対象者

- ・倒産や解雇などで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人)
- ・雇い止めなどで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23、33、34の人)

○申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険保険証
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーがわかるもの

給付

病気やケガなどで診療を受けたとき(療養の給付)

病院や薬局で保険証を提示すれば医療費の一部(自己負担割合)を支払うだけで医療を受けることができます。

自己負担割合について

対象者	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後から70歳の誕生日まで	3割
70歳に到達した翌月(※1)から74歳まで	2割または3割(※2)

(※1)1日生まれの場合は当月

(※2)現役並み所得者(同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる人)は3割負担になります。

入院時の食事代

入院しているときは診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代(標準負担額といいます。)を自己負担することになります。

この標準負担額については所得により異なります。



保険・年金

いったん医療費の全額を自己負担したとき(療養費の支給)

いったん全額を自己負担した後、住民課保険係窓口で申請し、認められれば負担割合分を除いた額が支給されます。

死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に3万円が支給されます。

国民健康保険で受けられないもの

- ・健康診断や予防注射
- ・美容整形や歯科矯正
- ・正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
- ・仕事上の病気やケガ(労災保険の適用)

給付が制限されるもの

- ・けんか、泥酔などによる病気やケガ
- ・犯罪を犯したときや故意による病気、ケガ
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

高額療養費とは?

1か月内の医療費が高額となったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では、限度額が異なります。(該当する人には、受診月の約3か月後に通知します。)

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・金融機関の通帳など振込先の分かるもの(世帯主名義)

限度額適用認定証

入院などにより高額な医療費の負担が発生するときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関の窓口で提示してください。窓口での支払いが自己負担限度額までになります。また非課税世帯は、食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行されます。

厚生労働大臣の指定する特定疾病について

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は「特定疾病療養受療証」を提示すれば自己負担額は1か月1万円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円)までになります。

○厚生労働大臣の指定する特定疾病とは

- ・先天性血液凝固因子障害の一部
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

○申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・医師の意見書

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときは、出産育児一時金として48万8,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関などで出産したときは50万円)が支給されます。

原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われるので、出産した人は不足分だけを医療機関などへ支払います。出産費用が一時金に満たないとき

は、住民課保険係に申請すれば、その差額が支給されます。

※別の医療保険から出産育児一時金が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

なお、妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

高齢受給者証を交付します

高齢受給者証

新宮町で国民健康保険被保険者証の交付を受けている70歳～74歳の人は所得などに応じて自己負担割合が記載された国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証が交付されます。

高齢受給者証の対象者

70歳になる月の翌月(誕生日が1日の人は当月)から後期高齢者医療制度に加入する前の日まで

交付方法

70歳以上74歳の人:毎年7月下旬に郵送

今後70歳になる人:70歳の誕生月(1日生まれは前月)の下旬に郵送

医療費の窓口負担

原則2割です。ただし、下記の①～④に該当する世帯(人)は3割負担です。

- ①同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合
- ②同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の人数が1人で、収入が383万円以上の場合
- ③70歳以上の国保被保険者の人数は1人でも、後期高齢者医療制度に移行した人を含めて収入が520万円以上の場合
- ④同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の人数が2人以上で、合計収入が520万円以上の場合

窓口負担が3割の人専用の「限度額適用認定証」を交付します

平成30年8月の制度改正で3割負担の人は、前年中の課税所得に応じて「現役並みⅠからⅢ」までに細分化されました。

「現役並みⅠ」と「現役並みⅡ」の人には、事前の申請で、限度額適用認定証を交付します。入院や手術などで、医療費が高額になることが分かっている場合などは、窓口で支払う保険診療分が限度額までに抑えられるため取得をお勧めします。

区分		・外来(個人単位)の限度額 ・外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並みⅢ	課税所得 690万以上	252,600円+ (総医療費の総額-84万2千円)×1% (140,100円)
現役並みⅡ	課税所得 380万以上	167,400円+ (総医療費の総額-55万8千円)×1% (93,000円)
現役並みⅠ	課税所得 145万以上	80,100円+ (総医療費の総額-26万7千円)×1% (44,400円)

()内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額

交付に必要なもの

- ・本人の国民健康保険被保険者証
- ・本人と世帯主のマイナンバーがわかるもの

注意事項

- ・町税に滞納のある世帯には、原則交付できません。
- ・申請された月の1日まで遡って交付しますが、前月以前には遡れません。

国民健康保険税

国民健康保険税

国民健康保険に加入すると、国民健康保険税を納めなければなりません。納められた国民健康保険税は国の補助とあわせて病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費の給付に必要な費用に充てられます。

また、40歳から64歳までの加入者は、介護保険分の保険税をあわせて納めます。

国民健康保険加入者は所得の申告が必要です

国民健康保険税の税額は、国民健康保険に加入している世帯の人全員の、前年の所得に基づいて計算します。適正に税額を計算するため所得の有無にかかわらず、所得の申告をしてください。(勤務先から給与支払報告書が提出されている人や確定申告をしている人、それらの人に扶養されている人を除きます。ただし、扶養されている人でも所得がある人は申告が必要です。)

国民健康保険加入者に申告していない所得不明者がいる場合、適正な国民健康保険税が計算されないだけでなく、高額療養費の自己負担限度額も上位所得者と同じ取扱いになりますので、必ず所得申告をしてください。

※国民健康保険税は国民健康保険加入者全員の合計所得が一定の所得より低い場合、その所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減があります。

(国民健康保険税) 納期一覧

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※納期は、変更になることがあります。詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

問 住民課 ☎963-1733

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担と給付を明確にし、75歳以上の人の心身の特性や生活実態などを踏まえた、公平でわかりやすい制度です。

対象になるとき(資格を取得するとき)

加入条件	手続きに必要なもの
75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)	75歳の誕生日の前月に保険証を郵送します
65歳以上75歳未満の一定の障がいを持つ人が申請をし、広域連合から認定を受けたとき(認定を受けた日から)	・後期高齢者医療制度加入前の保険証 ・障害者手帳
適用除外要件に該当しなくなったとき(生活保護の廃止など)	後期高齢者医療制度に加入することが確認できる書類

対象でなくなるとき(資格を喪失するとき)

喪失となるとき	手続きに必要なもの
死亡したとき	・亡くなった人の後期高齢者医療被保険者証 ・相続人代表の通帳 ・喪主の通帳(相続人代表と喪主が同じ場合は1つでよい) ・喪主が確認できるもの(会葬御礼など、領収書でもよい) ※死亡した人と相続人代表が別世帯の場合は、続柄が分かるもの(戸籍謄本など、コピー可)
75歳未満の人が一定の障がいの状態に該当しなくなったとき	後期高齢者医療被保険者証・障害者手帳
適用除外要件に該当するようになったとき(生活保護の開始など)	・後期高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療制度に該当しなくなったことが確認できる書類

保険料の計算

・保険料(年額)は個人単位で計算し、被保険者が納付義務者になります。

保険料(年額)	=	均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)
均等割額と 所得金額の合計 ※最高限度額66 万円、10円未 満切り捨て		56,435円 ※1世帯の所得 に応じて軽減 措置があります。		(総所得金額などー基礎控除額) ×所得割率 (10.54%)

※1 令和5年4月現在

・保険料(年額)を算出するための「均等割額」と「所得割率」を保険料率と言います。福岡県内の保険料率は均一です。なお、保険料率は2年ごとに見直されます。
※前は、令和4年度に見直しがありました。



保険・年金

保険料の納付方法

- 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの天引き(特別徴収)です。
 - 普通徴収 年金受給額が年額18万円以下の人や、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えてしまう人は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めてください。
- ※保険料の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期については問い合わせください。

入院をされるとき

後期高齢者医療被保険者証を持っている人が入院する場合、限度額適用認定証または、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口に表示することで、窓口での支払が限度額までになります。住民課保険係の窓口で後期高齢者医療限度額認定証の発行手続きをしてください。

限度額認定証とは、負担割合が3割となる人の中で、所得が一定額未満の人に発行し、あらかじめ医療機関窓口提出すると、入院または高額な外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が市町村民税非課税である人に発行し、あらかじめ医療機関窓口提出すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

交通事故などにあったとき(第三者行為)

交通事故などで第三者から傷害を受け、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けたときは、速やかに住民課保険係まで届けてください。

医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、後期高齢者医療で一時的に医療費を立て替えることができます。その後、相手側に請求することになります。

後期高齢者医療受給者が医療機関などで医療費を全額自己負担した場合

後期高齢者医療受給者が、緊急その他やむを得ない理由により保険証を持たず医療機関などを受診・薬の処方などで全額自己負担した場合、あとで払い戻しが受けられます。

旅先で急病になったときや、骨折や捻挫などで接骨院の柔道整復師の施術を受けたときなどが該当します。

ただし、次の場合は医師の指示または必要と認めたときに限り、払い戻しが受けられます。

- ・あんま、はり、灸、マッサージの費用
- ・補装具代
- ・重病者の入院、転院などの移送にかかった費用など

健康診査の実施

問 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

生活習慣病の予防や早期発見・早期治療は重要です。広域連合では、健康診査を実施しています。詳しくは広域連合へ問い合わせください。

国民年金

問 住民課 ☎963-1733

国民年金保険料と前納制度について

(基本的に保険料は年度ごとに変わります。)

令和5年4月から令和6年3月までの国民年金保険料は月額16,520円です。

国民年金には、年度内の保険料をまとめて納めることのできる前納制度があります。前納は納め忘れがなく安心で、手間や時間も省けます。下表のような割引があり、大変お得ですのでぜひご利用ください。

また、口座振替にするとさらに割引額が増えます。

令和5年4月～令和6年3月分までの1年分

毎月納付	198,240円(16,520円×12月)	
納付書またはクレジットで前納	194,720円	3,520円割引
口座で前納	194,090円	4,150円割引

※半年前納もあります

注1) 前納する場合、納期限にご注意ください。

注2) 前納は4月以外でも、前納しようとする月から翌年度末までの期間の保険料をまとめて納めることができます。その場合は、別途納付書を発行するので東福岡年金事務所もしくは役場住民課へ問い合わせください。

毎月納める場合も口座振替の早割がオトク

(年間600円お得)

毎月の保険料を納期限より1か月早く口座で納めると、毎月50円の割引があります。

現金での支払いは1か月早く納めても割引はありません。

	通常納付	早割制度
保険料月額	16,520円	16,470円(△50円)
振替方法	4月分の保険料は、5月末日に振替	4月分の保険料は、4月末日に振替

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

口座の申し込みはお早めに

口座振替での前納と4月分の早割は、2月末までに年金事務所での登録が必要です。

2月末近くの申し込みは登録が間に合わない場合があるので、早めに申し込みください。口座振替の申込用紙は下記に電話で請求してもらうと、郵送します。

クレジットカードで納付できます

クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能です。事前に申し込みが必要です。申込用紙は住民課保険係と年金事務所に用意しています。

問 東福岡年金事務所 ☎651-7129

国民年金の免除制度

経済的な理由などで、どうしても国民年金保険料を納めるのが困難な場合には、免除制度があります。免除の承認期間は7月から翌年6月の1年間です。前年度、全額免除・納付猶予該当者で継続を希望する人は自動更新されますが、所得審査のうえ日本年金機構から承認または却下の通知が送付されますのでしばらくお待ちください。

それ以外の人で継続を希望する場合は、毎年申請が必要です。役場住民課で受け付けるので、年金手帳をお持ちください。

※令和5年度の保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
支払月額	0円	4,130円	8,260円	12,390円

免除・学生納付特例・納付猶予・未納の違いについて

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	学生特例・納付猶予	未納
受け取る老齢基礎年金額は(平成21年4月から)	1/2が反映	5/8が反映	6/8が反映	7/8が反映	反映しません	反映しません
老齢基礎年金を受けるための資格期間は	受給資格期間に反映されます					入りません
障害(遺族)基礎年金を受け取るための資格期間は	保険料を納めたときと同じ扱いです					入りません
後から保険料を納めることは	10年以内なら納めることができます(3年度目からは加算金がつきます)					2年を過ぎると納めることができません

学生は「学生納付特例制度」

承認期間は4月から翌年3月までの1年間です。毎年、役場住民課で申請が必要です。申請する人は、学生証(コピー可)をお持ちください。在学する大学などの窓口でも申請手続きが可能です。

50歳未満の人は「納付猶予制度」

本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料を「後払い」できます。

承認期間は7月から翌年6月までの1年間です。

国民年金の独自制度のご案内

より多くの年金を受けたい人におすすめします。国民年金には次のような制度があります。

付加年金保険料(プラス400円の年金)

国民年金の定額保険料の他に月額400円を納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。このプラス400円の保険料を付加年金保険料といいます。付加年金保険料を納めることができるのは、国民年金第1号被保険者に限られます。住民課保険係に届出が必要です。

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることができません。

※老齢基礎年金の受給額に、《付加年金額(年額)200円×付加保険料納付月数》が加算されます。

免除の対象となる人

免除申請者本人の所得だけでなく、配偶者、世帯主いずれの所得も免除の対象でなければ該当しません。

- (1)前年の所得(収入)が一定額以下で、保険料を納めることが困難な場合。
- (2)障がい者またはひとり親であって、前年の所得が128万円以下の場合。
- (3)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合。
- (4)特例的な場合

申請があった年度またはその前年度において

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の価格のおおむね1/2以上である損害を受けたとき。
- ・失業により保険料を納付することが困難と認められるとき(「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。)
- ・事業の休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による交付を受けたとき(「総合支援資金貸付の貸付決定通知書」の写しが必要です。)

高齢任意加入

国民年金では、20歳から60歳に達するまでは強制加入期間です。しかし、保険料未納期間があるために老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない人や満額の老齢基礎年金を受給できない人は、加入期間を増やすために、60歳から65歳に到達するまでの間の、任意加入制度があります。保険料、納付方法は一般の被保険者と同様ですが、強制加入期間ではないので、加入する時は住民課保険係に届出が必要です。

国民年金基金

問 福岡県国民年金基金 ☎0120-65-4192

厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金に加入している自営業者などの国民年金第1号被保険者とでは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この年金額の差を解消するためにできた上積みの年金が国民年金基金です。加入できるのは20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めている人です。また、付加年金保険料とあわせて加入することはできません。掛金などは、加入年齢によって異なりますので、詳しくは福岡県国民年金基金へ問い合わせください。

医療費助成制度

問 住民課 ☎963-1733

医療費助成制度は、子どもや重度の障がいがある人やひとり親の家庭に対して、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する制度です。

助成を受けるには、各制度の「医療証」が必要です。該当する人には、申請により「医療証」を交付します。

なお、福岡県外の病院にかかった際には、マイナンバーが分かるもの、健康保険証、医療証、領収証、印鑑、通帳など口座がわかるものを持参の上、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

子ども医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	中学3年生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)までの子ども
本人負担額 (1医療機関ごと)	○未就学児(0～6歳に達した日以後の最初の3月31日まで) 入院、外来:無料 ○小学生(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで) 入院:500円/日(月7日限度) 外来:1,200円/月 ○中学生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで) 入院:500円/日(月7日限度) 外来:1,600円/月
所得制限	なし(ただし、保護者の申告が必要)
申請に必要なもの	健康保険証、保護者および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード、保護者の本人確認ができるもの
申請の期限	出生から30日以内に必ず手続きしてください。(転入の場合は15日以内) ※手続きが遅れると、助成を受けられない期間が発生します。
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「健康保険証」と「子ども医療証」を窓口に表示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※転職などで健康保険が切り替わった場合も、必ず届出をしてください。

※転出・生活保護の開始などにより、子ども医療の資格はなくなりますので、喪失の届出が必要です。

※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

重度障がい者医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)、知的障がい者(療育手帳A判定)、重複障がい者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1判定)、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
本人負担額	入院:無料 ※限度額認定証などの病院への提示が必要 外来:500円/月 ※病院ごとに必要
所得制限	なし(ただし、同居の家族を含め申告が必要)
申請に必要なもの	障害者手帳、健康保険証、申請者および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「健康保険証」と「障がい者医療証」を窓口に表示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※精神障害者保健福祉手帳により医療証を交付された人が精神病床へ入院した場合は対象となりません。
※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※転職などで健康保険が切り替わった場合も、必ず届出をしてください。
※転出・生活保護の開始などにより、重度障がい者医療の資格はなくなりますので、喪失の届出が必要です。
※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

ひとり親家庭等医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、父母のない児童など(詳しい要件は、問い合わせください。)
本人負担額 (1医療機関ごと)	外来:800円/月 入院:500円/日(月7日限度)
所得制限	あり(同居人全員の申告または所得証明の提出が必要)
申請に必要なもの	健康保険証、請求者および対象児童の戸籍謄本、請求者のマイナンバーカードまたは通知カード、その他状況により必要なものが異なるので、問い合わせください。
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「健康保険証」と「ひとり親家庭等医療証」を窓口に表示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人です。

※母子・父子家庭であっても事実婚や生活保護を受けている場合や、決められた所得制限限度額を超えている場合は医療証を取得できません。

※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。



子育て・保育・教育

しんぐう子育てサポートセンター (子育て世代包括支援センター)

問 シーオーレ新宮 子育て支援課 ☎963-2995

安心して子育てできる環境を目指して、妊娠・出産・子育て期の相談や支援を行っています。保健師・助産師・栄養士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士などの専門スタッフが、これから子育てをする方・子育て中の人を応援していきます。

こんなことはありませんか？

はじめての妊娠・出産で心配
母乳が足りているか心配
離乳食を食べてくれない
育児に疲れてイライラする
身近に手伝ってくれる人がいない
ことばがおそい、発達が気になる

妊娠・出産・子育ての悩みや疑問など、1人で悩まずに気軽にご相談ください。

母子健康手帳の交付

交付窓口	シーオーレ新宮1階窓口
対象者	新宮町に住民登録のある妊婦さん
交付時間	8時30分～17時(事前予約)
持ってくるもの	1.医療機関で発行された新宮町用の妊娠届出書、または(医療機関で発行された)妊娠がわかる証明書 2.申請者の個人番号カードまたは通知カード

妊婦健康診査補助券の交付

新宮町に住所を有する妊婦さんの妊婦健康診査費用(計14回分)の補助をしています。県外で妊婦健康診査を受診したい場合は、事前に手続きが必要です。

相島に住んでいる妊婦さんへ

妊婦健康診査受診時の渡船運賃などを助成します。詳細や申請方法は問い合わせください。

転入妊婦さんへ(手続き必須)

転入手続きの際、「妊婦健康診査補助券の切り替え」が必要になります。シーオーレ新宮子育て支援課へ問い合わせください。

風しん抗体検査・風しん予防接種費用助成

妊娠を希望する女性、妊婦の配偶者および同居者へ抗体検査および予防接種の費用の助成を行います。

○問い合わせ先

抗体検査: 粕屋保健福祉事務所 ☎643-3267
予防接種: 福祉センター 健康福祉課 ☎962-5151

新生児聴覚検査(耳のきこえの検査)費用の助成

新生児1人につき1回(初回検査のみ)、5000円を上限として助成します。手続きには検査費用のわかる領収書が必要です。

新宮町こども未来サポートアプリ「ぐーまっち！」

妊娠・出産・子育てに関する新宮町の情報発信を行っています。お子さんの成長記録、予防接種スケジュール管理等もできますので、ぜひご活用ください。

ダウンロードはこちらから↓

<Appstore>



<GoogleplayStore>



<Web版>



◆ ハロー！ベビークラス

妊娠中の食事や、出産までの身体の変化、分娩の経過や産後の過ごし方、赤ちゃんへの接し方などの講話を行います。パパの妊婦体験やお風呂入れの実習などもしています。詳しくは広報誌をご確認ください(要予約)。

◆ 赤ちゃん訪問

4か月児健診までに助産師または保健師が自宅を訪問し、身体計測や発達の様子の確認、予防接種、授乳や育児などの子どもに関すること、産後のママの状況について相談を受けています。生後2～3か月ごろ、担当助産師・保健師より直接連絡します。

◆ 産後ケア事業

出産後、安心して育児に臨めるよう、授乳や育児の相談、休養などのサポートをします。詳細についてはホームページをご確認ください。

◆ 産前・産後サポート事業(ほのぼのRoom)

妊婦さんや概ね生後4か月までの赤ちゃんのママを対象に産前から産後のこころと身体をサポートします。

助産師や保健師による個別相談を行います。
月1回実施しており、事前予約が必要です。

◆ 離乳食教室・子育て講座

お子さんの月齢に合わせた離乳食の作り方を学べる教室を月1回実施しています。また子育てに関する講演会などもあります。詳細は広報誌をご確認ください(要予約)。

◆ 未熟児養育医療

2,000g以下の低出生体重児などで治療や入院が必要な場合、医療費の助成を行います。

◆ 乳幼児健診・相談

シーオーレ新宮で集団健診(相談)を行います。身体計測、発達の確認、診察(小児科・歯科)、育児、食事、歯科、予防接種などに関する相談ができます。
※7か月児相談は診察はなく発達相談を行います。

健診・相談名	受付時間
4か月児健診 1歳半児健診 3歳児健診	13時～13時30分
7か月児相談	9時～9時30分

対象者には個別に案内通知を送ります。転入などで当月受診ができなかったお子さんも月遅れで受診できるので、問い合わせください。

◆ 育児相談

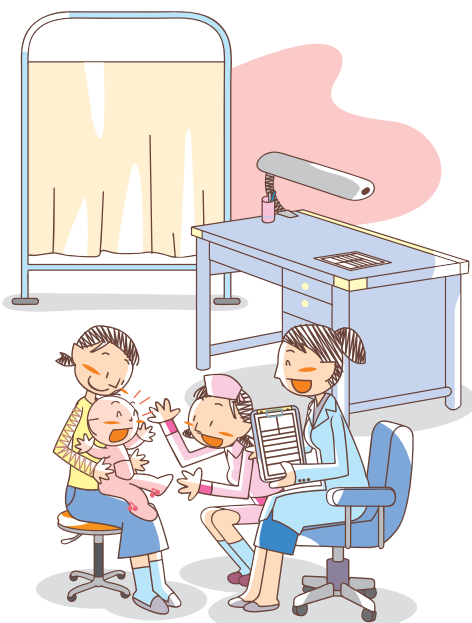
就学前までのお子さんを対象に、発育や発達、食事など育児全般に関する相談を個別に行います。月に2回実施しており、事前の予約が必要です。

◆ こころにここ相談室・ママにここクラブ

臨床心理士が、子育てに関する悩みや不安についての相談に応じたり、疲れを癒すための教室を行っています。子育てをされている方はどなたでも参加できます。詳細は広報誌をご確認ください(要予約)。

◆ 子どもの発達相談

お子さんのことばや行動面など、発達に関する相談を受け付けています。子ども発達支援センターのスタッフが対応します。就学前のお子さんには必要に応じて、療育先の紹介も行います。お気軽にご相談ください。



子どもの定期予防接種(全額公費負担) シーオーレ新宮 子育て支援課 ☎963-2995

予防接種の開始は、生後2か月頃がおすすめです。生後1か月頃にはかかりつけ医に電話をして予防接種の実施日を相談しましょう。「予防接種予診票手帳」や同封の「予防接種とこどもの健康」をよく読んで接種しましょう。定められた期間を過ぎると任意接種となり費用が本人負担となりますのでお気をつけください。

予防接種の種類	対象年齢	望ましい接種期間	接種回数間隔等
ロタウイルス (ロタリックス)	出生6週0日後～24週0日後	どちらのワクチンも初回接種は、生後2か月に至った日～出生14週6日後に接種	27日以上の間隔で2回接種
ロタウイルス (ロタテック)	出生6週0日後～32週0日後		27日以上の間隔で3回接種
B型肝炎	1歳未満	生後2か月～9か月未満	全3回接種 27日以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種～139日以上の間隔を置いて1回接種
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2か月～5歳未満	初回接種開始は、生後2か月～7か月未満	初回：27日～56日の間隔で3回接種 追加：初回終了後、生後7か月～13か月の間隔で1回接種 ※初回は1歳を過ぎたら接種不可
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	初回接種開始は、生後2か月～7か月未満	初回：1歳までに27日以上の間隔で3回接種 追加：生後12か月～15か月未満で、初回終了後60日以上の間隔で1回接種 ※初回2回目を1歳過ぎて接種する場合、3回目なし ※初回は2歳を過ぎたら接種不可
BCG	生後1歳未満	生後5か月～8か月未満	1回接種
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後2か月～7歳6か月未満	1期初回：生後2か月～12か月 1期追加：1期初回終了後、12か月～18か月	1期初回：20日～56日の間隔で3回接種 1期追加：初回終了後、12か月～18か月の間隔で1回接種
二種混合 (破傷風・ジフテリア)	11歳～13歳未満	11歳	1回接種
麻しん風しん混合ワクチン (MR)	1期	1歳	1回
	2期	小学校就学前の年度 (幼稚園・保育園の年長に相当) (4月1日～翌年3月31日)	1回
水痘	1歳～3歳未満	1回目 生後12か月～15か月未満 2回目 初回終了後6か月～12か月未満	1回目接種後、3か月以上の間隔を置いて2回目を接種
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月未満	1期初回：6日～28日までの間隔で2回接種 1期追加：初回終了後、6か月以上、おおむね1年後に1回接種
	2期	9歳～13歳未満	9歳
	特例措置	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で4回の接種を受けていない20歳未満の人	1期・2期のうち未接種の分を接種 ※接種回数により接種間隔が異なります。
子宮頸がん予防ワクチン ヒトパピローマウイルス (HPV)	小学校6年～高校1年生 相当の年齢の女子	中学1年生	2～3回接種 接種間隔・回数は、ワクチンの種類や接種時の年齢により異なります。

※については、かかりつけ医または、子育て支援課まで問い合わせください。

町内予防接種実施医療機関(50音順)

医療機関名	電話番号	ロタウイルス	ヒブ	肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	二種混合	BCG	MR	水痘	日本脳炎	子宮頸がん
江口内科クリニック	963-5080		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎内科医院	962-1931		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こころのクリニックゆめ	962-9567					○	○	○		○	○	
新宮クリニック	962-2233				○	○	○		○	○	○	
相島診療所	962-4361	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
竹村医院	962-0846				○	○	○		○	○	○	○
たなか小児科クリニック	963-1933	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千鳥橋病院附属たちばな診療所	962-5211						○	○	○	○	○	
原外科医院	962-0704					○	○	○	○			
ひぐち内科クリニック	963-2800						○	○			○	○
やまだ消化器科内科クリニック	941-2225					○	○		○	○	○	○
よしおか小児科クリニック	962-0455	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※町外の医療機関でも接種できます。福岡県医師会ホームページ「福岡県広域予防接種実施医療機関」で確認できます。

保育施設など

▶ 新宮町立幼稚園

問 学校教育課 ☎963-1739

幼稚園名	定員	学年の定員		
		3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)
立花幼稚園 新宮町原上133-2 ☎962-0808	80人 まで	20人 まで	30人 まで	30人 まで
新宮幼稚園 新宮町緑ヶ浜1-1-3 ☎962-1275	340人 まで	100人 まで	120人 まで	120人 まで

※令和6年度、新宮東幼稚園が新宮幼稚園に統合することに
伴い、2園となります。

全体の定員に達しなくても、各学年の定員を超えて入園することはできません。

入園申込

新年度の募集は10月末～11月初旬に行います。

入園できる年齢

4月1日時点で3歳～就学前の新宮町に住所を有する幼児。

▶ 認可保育所・認定こども園

問 子育て支援課 ☎963-2995

認可保育所などの申込方法などは、町ホームページに掲載しています。

認可保育所

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって乳幼児を保育する施設

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長 保育	一時 保育
				平日	土曜日		
暁華保育園	下府3-13-1	963-1616	120人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
新宮つばみ保育園	新宮東5-1-18	941-2233	150人	7時～18時	7時～18時	2時間	あり
新宮つばみ保育園分園	中央駅前1-1-23	692-4711	30人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
新宮あおぞら保育園	中央駅前1-1-16	940-5175	27人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり

認定こども園

幼稚園と保育所の良いところを活かして子育てを総合的にサポートする施設

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長 保育	一時 保育
				平日	土曜日		
新宮杜の宮コスモス保育園	杜の宮3-12-1	940-5235	保 120人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
			幼 15人	9時～15時	休み	あり	
新宮下府コスモス保育園	下府6-13-41	940-5540	保 120人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
			幼 15人	9時～15時	休み	あり	
上府あおぞらこども園	上府683-4	410-0401	保 20人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
			幼 15人	9時～15時	休み	あり	
博多東幼稚園	上府130-3	962-0321	保 90人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
			幼 300人	10時～14時	休み	あり	

(以下は広告スペースです)

学校法人 すすき学園



やまびこ幼稚園

根っこ教育を大切にしています

Instagram  未就園児 Instagram 

古賀市米多比 1111-1
☎092-946-3388



森のぽかぽか保育園

0.1.2 歳児のアットホームな小規模保育園です

HP 

古賀市米多比 1073-1
☎092-719-0501

Instagram 

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長保育	一時保育
				平日	土曜日		
新宮保育園	夜臼5-4-26	941-2755	50人	7時30分～18時30分	7時30分～18時30分	1時間	あり
セイントマーク私立保育園	夜臼5-9-19	963-3028	45人	7時30分～19時	8時～18時	1時間	あり
新宮中央保育園	緑ヶ浜4-15-8	963-1410	23人	7時～20時 (この時間内で5時間または10時間)			あり
しんぐう里山ようちえん	立花口267-3	692-9237	24人	8時45分～14時30分 土・日・祝休園		2時間	あり
CECIプリスクール 新宮校	緑ヶ浜4-15-8	962-1005	30人	9時30分～16時	10時～14時	1時間 30分	あり
Caren保育園新宮北	上府北2-15-30 1F	410-2909	43人	7時30分～18時	7時30分～18時	1時間	なし

※各種サービスについては、それぞれの施設に問い合わせください。

▶ 病児保育事業

保護者の仕事などの都合により病気にかかっている児童を家庭で保育できない場合に、医師の診断に基づき、一時的に児童を医療機関に併設された施設で預かる事業です。

利用の際は、事前登録および予約が必要です。詳しくは問い合わせください。

名称	住所	電話番号	定員	対象者	利用時間	利用料
たんぽぽ (福岡東医療センター内)	古賀市千鳥 1-1-1	943-2331	4人	1歳から小学6年生までの児童	月～金曜日 8時～18時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
ここん・こが (こでまり小児科クリニック内)	古賀市今の庄 2-2-13	410-5674	6人	生後6か月から小学6年生までの児童	月～金曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育ぴよぴよ	福津市宮司浜 3-22-24	0940-52-0420	6人程度	生後6か月～小学6年生	月～金曜日 8時～17時30分 土曜日 8時～13時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育室 ちゅーりっぷ	福津市中央 6-22-33	0940-72-7216	2人程度	生後6か月～小学6年生	月～金曜日 8時～17時30分 土曜日 8時～13時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育めばえ	宗像市稲元 1035-6	0940-32-8782	6人程度	生後6か月～小学6年生	月～土曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円

※生活保護受給世帯は、利用当日に診療依頼書の提示で0円となります。



(以下は広告スペースです)



社会福祉法人 未来福祉会

新宮あおぞら保育園

上府あおぞらこども園



外観



園庭



外観



園庭

<新宮あおぞら保育園> 新宮町中央駅前1-1-16 TEL: 092-940-5175

<上府あおぞらこども園> 新宮町上府683-4 TEL: 092-410-0401

<https://susuki-group.com/miraifukushikai/>

病後児保育事業

問 子育て支援課 ☎963-2995

保護者の仕事などの都合により病気回復期の児童を家庭で保育できない場合に、医師の現症連絡票（診断書）に基づき、一時的に児童を保育所で預かる事業です。

利用の際は、事前登録および予約が必要です。詳しくは問い合わせください。

名称	住所	電話番号	定員	対象者	利用時間	利用料
病後児デイケア ルーム すくすくくらぶ	宗像市田熊 5-5-5	0940- 37-3536	8人 程度	生後3か月～小 学6年生	月～金曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像 市に住民票がある方 0円 （※別途給食・おやつ代500円）

※利用料は課税状況により異なります。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

問 子育て支援課 ☎963-2995

保護者の病気などで児童の養育が困難になった場合に、一時的に児童を預かる事業です。（宿泊）

施設の状況によりお預かりできない場合がありますので、必ず事前に問い合わせください。

名称	住所	電話番号	利用料	
			2歳未満児	2歳以上児
若葉荘	久山町大字猪野1610-59	976-0171	5,500円／日	2,850円／日
福岡乳児院	福岡市博多区西春町1-1-14	573-7025	5,500円／日	—

※利用料は課税状況により異なります。



子育て支援

▶ 地域子育て支援センター(かंगるーひろば)

問 かंगるーひろば ☎963-0134

3歳までのお子様とその保護者が気軽におしゃべりしたり、親子で一緒に遊べるひろばです。毎月ベビーマッサージなどのイベントも開催しています。一度遊びにきてみませんか？

名称	住所	利用時間	対象者
かंगるーひろば (町福祉センター内)	緑ヶ浜4-3-1	火～土曜日 9時30分～15時30分	3歳までのお子様とその保護者

▶ ファミリー・サポート・センター

問 新宮町ファミリー・サポート・センター ☎692-9622

育児の援助をしたい人(提供会員)と、育児の援助を受けたい人(依頼会員)が会員となり、センターが仲介して会員同士で支えあう会員組織です。

事前に登録が必要です。詳しくは問い合わせください。

▶ 児童手当

問 子育て支援課 ☎963-2995

支給対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給額

児童の年齢	支給額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童手当には所得制限及び所得上限があり、養育している方の所得が制限限度額以上になる場合、「特例給付」として児童一人につき5,000円が支給され、上限額以上になる場合、児童手当等は支給されません。

※支払通知書の再発行はありません。

支給時期

原則として、6月、10月、2月の10日(10日が休祝日の場合、その直前の金融機関営業日)

所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

認定請求の手続き

以下の場合、認定請求の手続きが必要です。

- ・児童を出産したとき
 - ・他市町村から転入してきたとき
 - ・児童を養育するようになったとき
 - ・公務員でなくなったとき
 - ・所得が限度額を下回ったとき
 - 必要なもの
 - ・印鑑
 - ・請求者(生計の中心者※児童を養育していて、所得が高い人)の保険証の写し(社会保険加入の人)
 - ・請求者名義の通帳
- 詳しくは問い合わせください。

その他手続きが必要なとき

以下の場合、額改定の手続きが必要です。

- ・第2子以降を出産、養育するようになったとき(増額)
- ・一部の児童を養育しなくなったとき(減額)
- ・請求者が新宮町外に転出するとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・公務員になったとき

※各届出については異動日(出生日、転入予定日)から原則15日以内に申請する必要があります。

期間を過ぎてしまうと手当の支給ができない月が出てくる場合があります。

現況届

次のいずれかに該当する人は支給要件を満たしているか再確認するため、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給している。
- ・受給要件児童の戸籍がない。
- ・離婚協議中で配偶者と別居している。
- ・その他、町から提出の案内があった。



▶ チャイルドシートの購入助成

問 子育て支援課 ☎963-2995

新宮町ではチャイルドシートの購入に対して助成金を交付しています。

補助金事業

助成限度額	10,000円(一世帯一回限り、10,000円未満のときは購入金額)
助成対象者	児童用チャイルドシート購入保護者 ※保護者以外の方が購入したものは対象外 ※1世帯に対し1回のみ助成
交付条件	1. 新宮町に在住している人 2. 6歳未満の子どもがいて、かつ20歳未満の子どもが3人以上いること 3. 主たる生計維持者の最新の所得が500万円未満であること 4. 安全基準に適合しているチャイルドシートであること 5. 中古のチャイルドシートでないこと 6. 主たる生計維持者と子どもが同居していること 7. 世帯全員に町税の未納がないこと 8. 暴力団の構成員でないこと
提出書類	申請書(ホームページおよび子育て支援課備付)、領収書(原本添付)、品質保証書の写し、チャイルドシートの製造元および品名がわかるもの、印鑑、通帳など口座番号がわかるもの(振込口座は申請者本人の口座に限る)



ひとり親家庭

▶ 児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎963-2995

父母の離婚・父または母の死亡・未婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

手当は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(障がい児については20歳未満)を監護している父又は母(ひとり親)、またはひとり親に代わってその児童を養育している人に支給されます。

必要なもの、手続きの方法などは問い合わせください。

令和5年4月～	児童1人	児童2人	児童3人
支給額	10,410円～ 44,140円	15,620円～ 54,560円	18,750円～ 60,810円

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

※所得に応じて手当の月額が変わります。

※父または母が事実上婚姻関係にある場合など手当を受けられない場合もあります。

▶ ひとり親家庭等医療費助成制度

「医療費助成制度」を参照してください。

▶ ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 ☎963-2995

ひとり親家庭の保護者が急な病気や残業の時などに、家庭生活支援員を派遣して家事支援を行います。

母子・父子寡婦福祉資金

母子生活支援施設

自立支援教育訓練給付金 など

問 粕屋保健福祉事務所 ☎939-1592



学校

問 学校教育課 ☎963-1739

小学校

立花小学校	連絡先 電話:963-0030 所在地:立花口1072-3 小学校区: 国道3号より東側。ただし、三代区中原1組と国道3号から東側の上府区は除く。
新宮小学校	連絡先 電話:963-0025 所在地:下府3-12-1 小学校区: 相島区と緑ヶ浜区を除く、JR鹿児島本線より西側の区域と、アーバンパレス新宮中央駅前
相島小学校	連絡先 電話:963-0225 所在地:相島296-1 小学校区:相島区
新宮東小学校	連絡先 電話:963-1777 所在地:新宮東4-8-1 小学校区: 中央駅前区と上府北1丁目～4丁目を除く上府、JR鹿児島本線より東側から国道3号より西側の区域および三代区中原1組
新宮北小学校	連絡先 電話:963-4700 所在地:上府北1-16-1 小学校区: 中央駅前区、中央駅西区、上府北1丁目～4丁目と緑ヶ浜区(アーバンパレス新宮中央駅前を除く)

中学校

新宮中学校	連絡先 電話:963-0035 所在地:下府2-1-1 中学校区:新宮小学校区・新宮北小学校区
新宮中学校 相島分校	連絡先 電話:963-0150 所在地:相島735 中学校区:相島区
新宮東中学校	連絡先 電話:963-0085 所在地:三代1028 中学校区:立花小学校区・新宮東小学校区

転校の手続き

問 学校教育課 ☎963-1739

新宮町に引っ越してくる

- ①住民課で住民票の転入手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転入通知書を発行します。
- ②児童生徒転入通知書・通っていた学校が発行した在学証明書・教科書無償給与証明書を持って新しい学校へ行きます。

新宮町から引っ越す

- ①住民課で転出手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転出通知書を発行します。
- ②通っていた学校へ児童生徒転出通知書を保護者が持っています。
- ③在学証明書・教科書無償給与証明書(通っていた学校が発行)を持って新しい市町村へ行きます。

新宮町内で引っ越す

- ①住民課で転居手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転出通知書、児童生徒転入通知書を発行します。

- ②通っていた学校へ児童生徒転出通知書を保護者が持っています。
- ③通っていた学校が発行した在学証明書・教科書無償給与証明書と学校教育課が発行した児童生徒転入通知書を持って新しい学校へ行きます。
※学校区が変わらない場合も、学校教育課へお越しください。

指定学校の変更(区域外就学)

問 学校教育課 ☎963-1739

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所で決められています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、学校教育課へご相談ください。

小・中学生の就学援助

問 学校教育課 ☎963-1739

新宮町に住所を有している児童生徒の保護者のうち、経済的な理由でお困りの場合に学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助するものです。

対象者	経済的理由で就学援助を必要とする保護者 ・世帯全員の前年所得などによって審査を行います。 ・認定基準は世帯構成により異なります。
申請	・提出期限 5月中旬(期間は年度により異なる) ・提出期限内に申請した場合は、4月から援助対象となります。 ・提出期限後に申請した場合は、認定日から援助対象となります。 ・申請書の提出先は各学校です。

※支払時期は原則として各学期末(7月末、12月末、3月末)の年3回

学童保育所

問 学校教育課 ☎963-1739

学童保育所

就労などの理由により、放課後帰宅しても保護者などが不在である家庭の児童を健全に育成するための施設です。

対象者

町立小学校に在籍する児童、町立小学校以外に在籍する児童で町長が入所を必要と認める児童

学童保育所名	住所	電話	定員
立花小学校 学童保育所	立花口1072-3	963-0450	40人
新宮小学校 学童保育所	下府3-12-2	962-4139	180人
新宮東小学校 学童保育所	新宮東4-8-1	963-1131	130人
新宮北小学校 学童保育所	上府北1-16-1	963-1712	220人

※学童保育所の受付時間

平日 14時30分～18時 土曜 8時～17時

※祝日を除く(事前に問い合わせください)